（案）

金属類売払い（単価契約）契約書

安城市（以下「売渡者」という。）と　　（以下「買受者」という。）とは、次の条項により物品の売買単価契約を締結する。

（総則）

第１条　売渡者は、買受者に対し、次に掲げる内容により物品を売渡し、買受者はこれを買い受けるものとする。

（１）売渡物品名及び売買単価

品　　名	単　位	単　　価
アルミ缶のプレス品	t	円
スチール缶のプレス品	t	円
破砕処理したアルミ	t	円
破砕処理したスチール	t	円
スプリング・ハンガー	t	円
コード	t	円
鉄屑	t	円
モーター	t	円
銅屑	t	円
マンガン鋼	t	円
ダイス鋼	t	円

（上記金額に取引に係る消費税及び地方消費税１０％相当額を上乗せする。）

（２）数　　量　安城市リサイクルプラザに設置した計量器にて計量した数値をもって取引量とする。

（３）物品取引日　売渡者の指定する日

（４）業務履行場所　安城市赤松町乙菊１８番地
ごみ資源循環課　安城市リサイクルプラザ

（５）契約期間　契約締結日の翌日から令和９年３月３１日まで

（６）業務履行期間　令和８年１２月１日から令和９年３月３１日まで

（７）契約保証金　安城市契約規則第３２条の規定により免除

（権利義務の譲渡等）

第２条　買受者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、売渡者の書面により承諾を得た場合は、この限りでない。

（履行の延期）

第３条　買受者は、天災その他やむを得ない事由によって、売渡者の指定した日に売買物品を引き取ることができないときは、その理由を付して遅滞なく延期する旨を売渡者に申し出なければならない。

（損害賠償）

第４条　買受者は、買受者又は業務従事者等の責めに帰すべき事由により、売渡者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、その損害を賠償しなければならない。

（売渡金額の支払）

第５条　買受者は、売渡者の発する請求書を受理したときは、その日から３０日以内に支払わなければならない。

（契約の解除）

第６条　買受者が、次の各号のいずれかに該当するときは、売渡者はこの契約を解除することができる。

（１）書面による売渡者の承諾を得ないで第三者に債権債務を譲渡し、又は継承させたとき。

（２）正当な理由によらないで、引取日に売買物品を引き取らないとき。

（３）売買物品の引き取りを放棄し、又は正当な理由によらないでこれを中止したとき。

（４）この契約の締結に必要な資格がないことが判明したとき。

（５）買受者又はその代理人若しくは使用人が、売買物品の引取りに伴う立会いに際し、売渡者の指定する職員の指示又は職務の執行を妨げ、若しくは偽りその他の不正の行為をしたとき。

（６）前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、この契約の目的を達することができない恐れがあるとき。

（７）正当な理由により、この契約の解除を申し出したとき。

（８）破産の宣告を受け、又はその資産、信用状態が著しく低下したとき。

２　買受者は、前項第１号から第６号までの各号に該当する理由により、この契約を解除された場合において、売渡者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

３　売渡者は、都合によりこの契約を解除できる。この場合において、買受者に損失を与

えたときは、その損害を補償する。この場合における額は、売渡者と買受者が協議して定める。

（契約が解除された場合等の違約金）

第７条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、買受人は、単価に４月から７月までの４か月の予定数量を乗じて得た額の１０分の１に相当する額を違約金として売渡人の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）前条の規定によりこの契約が解除された場合

（２）買受人がその債務の履行を拒否し、又は買受人の責めに帰すべき事由によって買受人の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

（１）買受人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

（２）買受人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

（３）買受人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

（暴力団等排除に係る解除）

第８条　売渡者は、買受者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため買受者に損害が生じても、売渡者はその責めを負わないものとする。

（１）法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

（２）暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

（４）法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若

しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（５）法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（６）法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（７）暴対法第３２条第１項各号に掲げる者であると認められるとき。

２　買受者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

３　売渡者は、前２項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた売渡者の損害の賠償を買受者に請求することができる。

４　前項の場合において、買受者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して売渡者に支払わなければならない。買受者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても同様とする。

（妨害又は不当要求に対する届出義務）

第９条　買受者は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。以下同じ。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。以下同じ。）を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、警察へ被害届を提出しなければならない。

２　買受者が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、安城市の調達契約からの排除措置を講じることがある。

（法の遵守）

第１０条　買受者は金属類の運搬および処理に当たって関連法規を遵守、尊重するものとする。

（契約の変更）

第１１条　売渡者は、必要があるときは買受者と協議のうえ、契約内容を変更することができる。

（協議）

第１２条　この契約書及び仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、安城市契約規則（昭和４１年安城市規則第１０号）によるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

この契約の証として本書２通を作成し、売渡者、買受者それぞれ１通を保管する。

令和８年１１月　　日

売渡者　　安城市桜町１８番２３号
安城市
安城市長　三　星　元　人

買受者